

平成27年12月24日

日本労働組合総連合会神奈川県連合会  
会長 柏木 教一 様  
日本労働組合総連合会神奈川県連合会  
相模原地域連合  
議長 川崎 晴彦 様

相模原市長 加山 俊夫

2016年度に向けた政策・制度要求と提言について（お答え）

日ごろから、市政に対しまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

ご要望につきましては、次のとおりお答えいたします。

なお、教育委員会の所管に関わる部分がございますが、合わせてお答えさせていただきます。

**【経済・産業政策】**

**1. 中小企業の自立した事業基盤の確立、活性化支援に必要な施策を拡充し生産性向上を図るとともに以下の観点で支援の強化を図ること。**

**(1) 中小企業からの相談等に対するワンストップサービス化など中小企業支援センターの更なる充実を図ること。**

[回答]

中小企業に対するワンストップサービスとしましては、公益財団法人相模原市産業振興財団にもものづくりコーディネータを配置し、研究開発から販路開拓、人材育成など企業の経営課題に対して総合的に支援する事業を実施しているところでございます。

今後につきましても、市内の産業支援機関と連携した総合的なワンストップ支援を行ってまいります。

(環境経済局)

**(2) 中小企業に対し、業務効率化による生産性の向上や、求人時における効果的な企業PRが可能となるように、ICTの利活用を促進するための支援をはかること。**

[回答]

経営支援の限られた中小企業においては、ICTの活用は不可欠であり、経営管理システムや生産管理システム、営業や求人の際に有効となる会社のホームページなど、幅広い分野で活用が図られております。

本市では、産業支援機関と連携しICT活用に向けたセミナーの開催や専門家派遣を

行うほか、ソフト会社やITコーディネータによる研究会活動などを実施しており、引き続きICTの導入や最適化に向けて支援を行ってまいります。

(環境経済局)

**(3)原材料費の高騰など仕入れ価格の上昇で大きな影響を受けている中小企業に対して、状況の把握を行い、適正な取引価格が形成されるように、取引企業への理解活動と県民・市民への周知活動を行うこと。**

[回答]

原材料費の高騰などによる市内中小企業への影響調査につきましては、企業訪問時の聞き取りや、本市と相模原商工会議所等で構成される産業支援機関合同会議等における情報交換の場において、状況の把握を行っております。

また、適正な取引価格の形成につきましても、中小企業庁が設置した「原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口」等の専門相談体制について、相模原商工会議所等を通じ、中小企業・小規模事業者等へ周知しているところでございます。

今後とも、経済動向を注視しながら、支援機関との連携により中小企業者の支援を行ってまいります。

(環境経済局)

**2. ものづくりの重要性を認識し、工業系高等学校への技術実習指導や中小企業における技術・技能伝承に対する技能者派遣事業や技術・技能認定制度などへの支援を強化すること。**

**また若者を中心とした技術・技能の習得支援を通じ、ものづくり人材の育成を図ること。**

[回答]

中小企業の技術者が参加する研修への助成や、ものづくり現場における基礎研修などの人材育成事業の実施により、技術者の育成を図るとともに、市内の高校生や大学生を対象に、市内の優れたものづくり企業の見学ツアーなどの取組を実施することで、将来のものづくり人材の育成を図っております。

今後とも、国、県及び関係機関等との連携を深め、ものづくり人材育成に対する支援の充実を図ってまいります。

(環境経済局)

本市では、ものづくりをはじめとする様々な技能の練磨や後進の育成等に功労のあった方に対して技能功労者表彰を行い、技能尊重の気風の醸成、技能者の地位向上及び技能習得意欲の向上を図っているところでございます。

また、ものづくりに係る技術・技能の習得支援につきましては、公共職業安定所と連携し、国のポリテクセンターや県内2つの職業技術校等を案内するなど人材育成に努めてまいります。

(環境経済局)

**3. 現在進められている、県全域が区域として指定された国家戦略特区の展開にあたっては、相模原市で見込まれる地域の雇用規模を把握し、あわせて必要となる周辺環境整備として商業と居住地、交通インフラの拡充整備を進めること。**

[回答]

商業の拡充整備につきましては、圏央道のインターチェンジ周辺における新たな産業拠点の整備や、広域交流拠点都市としてのまちづくりを進める中で、更なる商業振興に取り組んでまいります。

交通インフラの整備等につきましては、本市の交通政策のマスタープランである「総合都市交通計画」に基づき、将来の望ましい交通体系の確立に向けて、周辺都市との結びつきを踏まえた広域基幹軸や市内交通軸に加え、市内各地域で展開する鉄道、バス交通、自動車交通といった各交通手段別のネットワークの強化・拡充に取り組んでまいります。

また、圏央道の開通などの立地特性を生かすために、新道路整備計画に基づきまして、現在、インターチェンジ接続道路である県道52号（相模原町田）や津久井広域道路の整備を進めているところでございます。

今後も、有効な道路ネットワークの形成に向け取り組んでまいりたいと考えております。

（環境経済局、都市建設局）

**4. 相模原市を魅力ある観光地とするために、国内外から訪れる観光客が求める情報発信を強化すること。**

**また観光地域の企業や住民の意見を十分に取り入れ、地域からの情報発信に対する支援を強化すること。**

**また、海外からの観光客に対応する多言語による案内情報の整備、ICTを活用した地域観光情報の発信を図ること。**

[回答]

本市は「新相模原市観光振興計画」におきまして、基本方針に「観光情報の充実」を掲げており、国内の観光客に対して本市の観光情報を一元的に発信できるよう、観光ホームページや観光ガイドブックの充実に努めているところでございます。

今後につきましては、地域住民、観光関係団体等との連携を強化しながら、地域の旬な観光情報も収集・提供し、観光情報の更なる充実を図ってまいりたいと考えております。

また、海外からの観光客に対しましては、平成27年度中には、観光ガイドブックの英語・電子版を作成し、公開することを予定するなど、観光情報の多言語化等を通じた情報発信の強化に取り組んでまいります。

（環境経済局）

**5. 喫煙者のマナー向上や未成年者の健康影響に関する普及啓発を充実させるとともに、オリンピック開催国として受動喫煙防止法等の制定が想定されることもあり、設備やス**

**ペース上から対策が困難とされている特例施設の中小事業者が抱える課題解決に向け、公的支援を含めた、総合的な対策を検討すること。**

[回答]

本市では、喫煙による喫煙者本人や受動喫煙による周囲の人の健康被害を減少させるため、ホームページや広報紙等を通じて、喫煙や受動喫煙の害について正しい知識と理解を深めていただけるよう努めております。

さらに、未成年者の喫煙及び成人後の喫煙意向をなくすため、市の保健師が市内の大学や高校等の授業において喫煙防止教育をするなどの取組をしております。

また、中小事業者の受動喫煙防止対策の支援につきましては、本市独自に実施する支援事業等はありませんが、喫煙室の設置など、中小事業者が職場での受動喫煙防止のための環境整備を行う際、その費用の一部を助成する受動喫煙防止対策助成金などの取組が国により行われていると承知しているところでございます。

今後とも国の動向等を注視しながら効果的な対策について、様々な視点から検討してまいります。

(健康福祉局、環境経済局)

### **【雇用・労働政策】**

**6. 若者と未就業者への更なる就職支援施策の拡充として、雇用のミスマッチの解消や個別支援の取り組みを強化すること。**

[回答]

若者と未就業者への就職支援につきましては、就職活動を行う未内定の大学生や40歳未満の若年者等を対象に、社会人としての基礎的な研修と市内企業での職場体験を実施し、企業とのマッチング機会を提供することで就職率の向上に取り組んでおります。

また、地元中小企業の情報を就職支援サイト「サガツクナビ」で発信しており、企業と学生の交流会等を開催することで、学生と企業の交流の場を提供し、雇用のミスマッチ防止に取り組むとともに、学生とその家族を対象に個別相談会を実施し、就職活動に対する不安解消などにも取り組んでまいります。

(環境経済局)

**7. 「相模原市障害者支援センター」を中心に更に多くの企業において障がい者が継続して働くことのできる環境（差別禁止と合理的配慮の提供）を整え、法定雇用率の達成に向けた取り組みを進めること。**

[回答]

現在、障害者支援センター松が丘園では、在職中の障害者が、より長く働くことができるよう、企業への定期的な巡回訪問や、障害者からの相談に対応するなど、職業面や生活面の支援を行っております。

引き続き、関係機関と連携を図り、職場定着支援を推進してまいります。

また、法定雇用率達成に向けた取組といたしましては、公共職業安定所により障害者雇用の指導等が行われていると承知しております。

本市といたしましても、毎年9月の障害者雇用支援月間に、広報さがみはらを活用し、障害者雇用を積極的に推進している企業の紹介や障害者雇用支援に関する情報の提供を行うとともに、公共職業安定所や県、松が丘園など関係機関との情報共有、連携により、障害者雇用の促進に努めてまいります。

(環境経済局、健康福祉局)

**8. 女性が活躍できる社会をめざし、女性の就業・起業・就業継続支援に関わる機会を増やす施策とあわせて、男女共に働き方全般（時短や休み方等）を見直すことで、ワーク・ライフ・バランス施策を推進すること。**

[回答]

本市では、女性の活躍促進及びワーク・ライフ・バランス推進のため、「第2次さがみはら男女共同参画プラン21」を策定し、各種施策に取り組んでいるところでございます。

女性の就業・起業・就業継続支援といたしましては、市総合就職支援センターやソレイユさがみにおいて、出産や子育て等で一度は退職したものの、再び働く意欲のある女性を対象に、再就職や保育に関する情報を提供するセミナーや、起業入門セミナー、パソコン教室等を開催しております。

また、市内の事業所や労働組合等からの要望に応じて、短時間勤務制度や各種休暇制度の利用促進など、ワーク・ライフ・バランスの推進に係る、研修会への講師派遣事業も行っております。

今後も、これらの施策を推進し、女性の活躍促進を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めてまいります。

(市民局、環境経済局)

**9. 労働基準関係法令の違反件数は、高い数値で推移しており、社会的な問題として取り上げられている。労働基準関係法令は労働者の健康と安全へ直接影響を及ぼすことから、各事業所・職場で確実に順守されるように労働基準監督署による定期・重点監督とあわせて、各行政においても厚生労働省通達等の企業への周知徹底をはかること。**

**また労働基準関係法令に関する広報活動や説明会、相談体制の更なる強化をはかること。**

[回答]

労働基準監督署におきましては、市内企業に対する訪問による定期監督に加え、平成25年9月には、過重労働や違法労働が疑われる企業等へ「過重労働重点監督」が実施されるなど、是正に向けた指導が行われていると承知しております。

また、県においては労働法規順守に向けた啓発パンフレット・ポスターの配布や、専門相談窓口を開設し、対応を図っております。

本市といたしましても、県が作成した労働法規遵守に向けた啓発パンフレット・ポスターを公共施設等に配布し、情報提供を行うとともに、市内各区役所におきましては、社会保険労務士による巡回相談や、県の労働センターの職員による労働相談などを実施

しております。

今後につきましても、相模原労働基準監督署、相模原公共職業安定所、県と連携して、労働基準法関係法令の遵守に向けたセミナー等を実施し、周知を図るとともに、普及啓発に取り組んでまいります。

(環境経済局)

### 【福祉・社会保障政策】

**10. 高齢化が急速に進む中で、医療、介護、福祉サービスなどが日常生活圏で受けられ、住み慣れた地域で暮らすことができるよう「地域包括ケアシステム」について、責任箇所を明確にして確実に構築していくこと。また経済的理由や施設不足等により無届け施設を利用していることも課題としてあることから実態の把握と改善を図ること。**

[回答]

地域包括ケアシステムの構築につきましては、第6期相模原市高齢者保健福祉計画において、基本目標に位置づけており、着実かつ継続的な推進に取り組むこととしております。

この基本目標を達成するため、全庁的な推進体制の構築や相模原市社会福祉審議会・高齢者福祉等分科会など、外部機関の意見を聴取しながら進行管理を行ってまいります。

また、「無届け施設」のうち、「お泊りデイサービス」については、制度改正に伴い、お泊りデイサービスを実施している指定事業者が、市に対し開始届を提出することとなっており、市では事業者リストを公表しております。なお、未届があった場合には、事業者指導の際に、届出の指導を行うことになっております。

「未届有料老人ホーム」については、文書や口頭により届出提出の指導を行っており、引き続き届出の提出及び老人ホームの運営状況等の指導を行っていく予定でございます。

(健康福祉局)

**11. 団塊の世代が75歳以上となる2025年度に向け、既に想定される介護従事者の不足に対応するため、次の取り組みを行うこと。**

**(1) 国の新たな財政支援制度を活用し、介護人材の専門性向上および人材の育成を図ること。**

[回答]

介護人材の専門性の向上につきましては、事業所内研修や外部研修に係る経費の一部を補助する等、介護職員のキャリアアップ支援を行ってまいります。

また、高齢者福祉施設等と連携を図りながら、国の新たな財源を活用し、資格取得等の支援を行うことで、人材の育成・定着につきましても更に取り組んでまいります。

(健康福祉局)

**(2) 介護職をさらに魅力とやりがい、誇りを持って働くことができる職業とするため賃金・労働条件の向上や職場環境の改善に向け、取り組みを推進すること。**

[回答]

賃金・労働条件の向上や職場環境の改善につきましては、介護従事者の実態を踏まえ、必要に応じて国・県に職場環境の改善を要望してまいります。

(健康福祉局)

**12. 高齢者のひとり暮らしや認知症の人が増加しているなか、見守りネットワークとしての民間事業者との連携・協定は進んでいるが、地域での高齢者等の見守り活動（地域ボランティア）やコミュニティの整備は更に必要となる。**

**特に各社会福祉協議会は、各市町村の地域包括支援センターと共同し、町内会、自治会、地元商店街に積極的に働きかけ、地域包括支援センター単位に、地域住民とともに、高齢者見守り体制を構築すること。**

[回答]

高齢者の見守りについては、平成23年度より、市内の70歳以上のひとり暮らし高齢者等で見守りが必要な方を対象に、民生委員が戸別訪問し、生活の状況の把握と福祉情報の提供を行うほか、支援が必要な方は高齢者支援センター（地域包括支援センター）が介護保険サービス等を勧めるほか、定期的な見守り活動などを行っているところでございます。

さらに、本市では現在複数の民間事業者と「地域の見守り活動に関する協定」を締結し、事業者が高齢者宅を訪問した際、また、明らかに日常生活に異常を感じる世帯を発見した際、市に通報をいただくほか、高齢者支援センターにおいて、電話で定期的に安否確認を行う電話訪問サービスを実施するなど、重層的な見守り体制の構築に努めているところでございます。

各地区社会福祉協議会については、自治会や商店会等、地域の様々な団体に構成されており、高齢者の見守り活動等に主体的に取り組んでいただいております。

本市としましては、今後とも各地区の地区社会福祉協議会が高齢者支援センター等と相互に連携し、高齢者の見守りなどの地域での福祉活動が更に充実するよう、福祉コミュニティ形成事業等を通じて支援してまいりたいと考えております。

(健康福祉局)

**13. だれもが安心して子どもを生み、育てられるよう、子ども・子育てを社会全体で支える仕組みを構築するため、次の取り組みを行うこと。**

**(1) 子ども・子育てを社会全体で支える第一歩としての「子ども・子育て支援新制度」の着実な実施に向けた取り組みを推進すること。**

[回答]

平成27年3月に策定した「相模原市子ども・子育て支援事業計画」に位置づけた施策を着実に推進することにより、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図り、子育てがしやすい社会の実現に努めてまいります。

(健康福祉局)

**(2) 保育の環境について、保護者が安心して預けることができる「安全」な保育環境の確保を図ること。**

[回答]

保護者に安心してお子さんをお預けいただける保育環境の整備につきましては、認定保育室から認可保育所へ移行した事業者や、新制度により新たに導入された地域型保育事業を本市で新たに行う事業者に対し巡回支援を実施するなど、保育事業運営についての相談及び支援等を今年度から実施しております。また、市保育連絡協議会などと連携しながら、施設長を対象とした研修の実施等、保育の質の向上に向けた取組を進めております。

(健康福祉局)

**(3) 児童扶養手当などをはじめとした、ひとり親世帯の支援策を拡充し、保育所への優先入所、職業訓練等の自立支援策の強化を図ること。**

[回答]

ひとり親家庭への支援につきましては、児童扶養手当の支給や保育所の利用調整における加点など、従来から実施している事業に加え、平成26年4月から「寡婦(夫)控除のみなし適用」の実施、同年10月には「母子寡婦福祉資金貸付事業」において、父子家庭も対象とするなど、拡充に努めてきたところでございます。

また、本年10月からは、「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を開始したところです。今後も、より一層の支援に取り組んでまいります。

(健康福祉局)

**(4) 子どもの人権を守り、児童虐待の予防の観点から、妊婦健診の周知、乳児健診など、母親を孤立させないように、妊婦、出産、子育てへと切れ目のないサポートを図ること。**

[回答]

妊婦健康診査については、制度を早期に活用していただくため、妊娠届出書を市の受付窓口だけでなく医療機関窓口にも常置しております。

また、乳幼児健診や育児相談事業の場において保護者からの相談に応じるほか、育児不安を抱える方を対象とした保護者同士の交流や情報交換の場を提供しております。

さらに、妊婦の方の経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費の助成回数や助成限度額の拡充を平成28年1月から実施する予定でございます。

今後も、妊娠・出産から子育てに至るまでの切れ目のない支援に努めてまいります。

(健康福祉局)

**14. 東日本大震災に伴い、相模原市内に避難している被災者家族への支援は継続的に必要であり、時間とともに変化する現状を把握し被災者家族に必要な、住居・教育・医療**

**等の支援を継続して行うこと。**

[回答]

東日本大震災の被災者支援につきましては、「避難者相談窓口」を設け、避難者の皆さまからの福祉や保健などに関する相談を行っているところでございます。

また、昨年度末には市内に避難されている方を対象に実態把握のアンケートを実施いたしました。引き続き、関係機関と連携し、避難者のニーズに対応したきめ細やかな支援を行ってまいります。

(健康福祉局)

### **【社会インフラ政策】**

**15. 防災・減災機能を強化し、人命を最優先した自然災害に強いまちづくりのため、がけ地、地震や津波、集中豪雨等の対策を確実に推進させること。**

また昨年10月に実施された三県合同防災訓練での課題も踏まえ、火山活動の活発化や降灰等への対応において、発災後の避難誘導、市民自身による事前準備が必要とされることを含め、情報発信や広域防災情報の相互ネットワーク強化を図ること。

[回答]

自然災害に強いまちづくりにつきましては、被害を最少のものとするため、ハードとソフトの両面から、防災・減災対策を進めております。

特に、自助、共助、公助、それぞれの取組がさらに充実するよう、市民の防災行動力の向上や地域の特性に応じたきめ細かな対策の推進などに重点を置いております。具体的には、家具の転倒防止などの備えや避難場所、災害時の行動などについて、さまざまな機会を捉えまして、より一層の啓発に努めております。

火山活動による降灰等への対応につきましては、本市の地域防災計画では、県や気象台などと連携した情報収集や市民への情報発信などのほか、市民の心得としての火山災害の知識習得や降灰対策の準備等について定めております。

また、富士山等が噴火した場合には、広域的な影響が想定されることから、県と県内の関係市町で構成する富士・箱根火山対策連絡会議へ参画し、連携強化を図っております。

(危機管理局)

**16. 国内外からの観光客が安心して滞在し、県民・市民が安心して暮らせるまちづくりのため、商店街や地域団体の防犯対策として、防犯カメラや街路灯の設置、防犯教育やパトロール等の活動に対し、必要な費用の補助や公共施設の利用について積極的に推進すること。**

[回答]

防犯活動への補助につきましては、商店街団体が防犯カメラを設置する場合には市が実施している補助事業を、自治会等が設置する場合には神奈川県が実施している補助事業を利用いただいているところでございます。

市といたしましては、今後、自治会等による地域への防犯カメラの設置を促進するため、市の補助制度の創設を検討しているところでございます。

設置にあたりましては、プライバシーの保護等の課題もあることから、本年度、市の安全・安心まちづくり推進協議会のご協力を得ながら、市独自のガイドラインの策定に向けた検討を行ってまいります。

防犯灯につきましては、平成28年度にESCO事業（市と契約した事業者が、防犯灯のLED一斉交換やその後の維持管理を行い、市は電気料金の下がった分で費用を分割して支払う事業）によりまして、自治会が設置・管理している防犯灯の一斉LED化を実施するとともに、自治会と連携し、地域の状況を踏まえた必要な場所への設置に取り組んでまいります。

防犯教育やパトロール等の活動の補助につきましては、引き続き、地域からの要望に応じて防犯講習会を開催するとともに、防犯パトロール等に必要な資機材購入費の助成や青パトカーの地域への貸出を行うことで、地域の防犯活動の促進に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

（市民局）

**17. 近年の犯罪の多様化に対応するため、県民・市民の安心した暮らしが守れるよう、警察の機能強化と人材の育成に努力すると同時に必要とされる予算確保への取り組みとあわせて、相談しやすく入りやすい警察署や交番となるよう、警察窓口の環境改善への取り組みを国・県に働きかけること。**

〔回答〕

地域において、安全で安心して暮らせる生活を送るためには、治安の維持等を担う警察の役割が大きいことから、警察署の整備や交番の増設及び警察官の増員等に係る財政措置を講じ、警察の体制強化や環境改善を図るとともに、青少年の健全育成や犯罪の抑止等の防犯対策を強化するよう、これまでも神奈川県等に要望しているところでございます。

今後も、地域における安全で安心した暮らしを確保し、より一層市民に身近な警察署や交番となるよう、引き続き神奈川県等への働きかけを続けてまいります。

（市民局）

**18. 社会的インフラの長寿命化対策とあわせて、2020年東京オリンピックの開催を契機とした、環境負荷の少ない道路、鉄道などの交通都市基盤整備を地域の活性化につなげること。あわせて、現在計画・進行しているインフラ対策を、地域への理解活動とあわせて、積極的に推進すること。**

〔回答〕

土木インフラの長寿命化対策につきましては、平成25年に策定した「土木施設維持管理基本方針」に基づき、従来の対症療法的な管理から予防保全的な管理への転換を図り、計画的かつ効率的なマネジメントを進めております。

環境負荷の少ない道路の整備については、環境負荷を低減するため、過度に自動車を

利用することがないよう、公共交通や自転車などへの利用転換を促進していく必要があると考えております。

現在、安全に安心して通行できる自転車走行空間を創出するため、「自転車通行環境整備方針」に基づき、鉄道駅や公共施設などへのアクセス道路や自転車通行環境ネットワークの形成に着目し、自転車交通量の多い幹線道路を中心に整備に取り組むこととしております。

道路交通インフラ対策の推進につきましては、圏央道の開通などの立地特性を生かすために、新道路整備計画に基づきまして、現在、インターチェンジ接続道路である県道52号（相模原町田）や津久井広域道路の整備を進めているところでございます。

今後も、有効な道路ネットワークの形成に向け取り組んでまいりたいと考えております。

また、鉄道等の交通インフラ対策につきましては、「総合都市交通計画」等に基づき、各種施策・事業の実施に努めているところですが、引き続き、地域の方々のご理解・ご協力のもと、着実に実施してまいります。

（都市建設局）

#### **19. 交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、県民・市民生活に必要な地域公共交通（コミュニティバス等）に対して助成を行い路線の維持確保を図ること。**

〔回答〕

本市では、平成14年の道路運送法の改正によりバス路線の新規参入・撤退が原則自由化されたことに伴い、事業者から一部区間におけるバス路線撤退の申し出があったものの、市民の生活交通として大変重要であることから、国等の補助制度を活用するなどして、赤字分を公費負担し、バス路線の維持・確保を行っております。

また、交通不便地区における移動制約者の生活交通確保を目的とした、コミュニティバスや、乗合タクシーについて、導入意向のある地域へ、導入基準や運行継続条件等の説明を行うなど、導入に向けた検討を地域とともに引き続き行ってまいります。

（都市建設局）

#### **【環境・エネルギー政策】**

#### **20. 地球温暖化対策と環境問題の改善に有効とされているクリーンエネルギー分野（自然エネルギー、水素、メタン等）の産業が、持続的に成長し、新規開発を行うため、企業と大学や研究機関等の連携、財政補助を含めた事業支援について推進を図ること。**

〔回答〕

本市では、快適で豊かな水素社会の実現を目指し、平成26年12月に「水素エネルギー普及促進ビジョン」を策定いたしました。その中で、「水素関連産業の集積・育成」を施策として位置づけたところでございます。

クリーンエネルギー分野における新規開発につきましては、研究開発補助制度により、中小企業の新技術・新製品開発を支援しております。

また、さがみはら産業創造センターでは、企業や大学等で構成される「燃料電池研究会」により、燃料電池関連技術の高度化や研究開発に取り組み、製品開発につながるなどの成果をあげております。

引き続き、クリーンエネルギー分野における研究開発等が促進されるよう、支援施策の実施に取り組んでまいります。

(環境経済局)

## **21. 太陽光をはじめとする再生可能エネルギー等の更なる普及拡大のため、設備設置に対する支援を継続すること。**

**また安定した分散型エネルギーシステム導入拡大のため、特に行政関連施設において、エネルギー源の多様性に考慮した設備の導入と併せて、地域防災拠点に対しては災害時の対策からも蓄電池の導入促進を図ること。**

[回答]

太陽光をはじめとする再生可能エネルギー等につきましては、「住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金」等により、市民及び事業者への支援を行っているところでございます。

公共施設等への分散型エネルギーシステムの導入につきましては、施設規模や利用形態、費用対効果等を考慮しながら、燃料電池やコージェネレーションシステムなど多様なエネルギー源の活用について検討を進めてまいります。また、災害時等に電力供給できる燃料電池自動車の導入につきましても、促進してまいります

(環境経済局)

防災対策上の拠点となる施設（防災備蓄倉庫など）における蓄電池の活用につきましては、災害時における各施設の使用形態等を勘案しながら、導入の必要性や有効性について研究してまいりたいと考えております。

(危機管理局)

## **22. 農水産業の発展と、農水産品の地産地消と食の安全・安心への取り組みは、すべての市民が求めることであり、行政としても、「ブランドキャンペーン」「学校給食や医療・介護分野との連携」「地域の農業資源を活用したバイオマス等による再生可能エネルギーの創出」「産業等のロボット化やICTの導入」など各種政策を推進すること。**

[回答]

農業の発展につきましては、耕作放棄地の再生や農地の流動化による農地の保全、新規就農者の確保や認定農業者への補助等による担い手の育成等、市内農業の発展に取り組んでいるところでございます。

また、農産品の地産地消と食への安全・安心への取組につきましては、相模原市、市内農業協同組合、市内農業団体及び消費者団体等で構成されます「さがみはら農産物ブランド協議会」を平成14年に設立し、市内農産物のブランド化に向けた取組を推進すると共に、市内農産物のPRキャンペーンの実施や、農家と市内企業・飲食店等へのマ

ツチングを図ってまいります。

(環境経済局)

学校給食においては、国及び神奈川県と同様、本市においても、地産地消の観点から学校給食への安全・安心な市内産農産物の使用に取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き、市内産農産物を使用した安全・安心なおいしい給食づくりに努めてまいります。

(教育局)

### **23. 水源環境の保全・再生をめざし、水源地域の活性化のため、水源地域と都市地域の交流を促進し、水源の森林づくり、林業の活性化、県内ダム集水域における生活水処理について市民が参加のもと施策を進めること。**

**また森林は山梨・静岡の各県境を跨いでいることから、行政単位、生活者単位での情報交換や協議を進めること。**

[回答]

水源環境の保全・再生に関する市民の参加につきましては、これまでも、森林整備や河川の自然浄化、あるいは公共下水道や合併処理浄化槽の整備といった事業について、森林組合などの林業事業者や森林所有者、市民の皆様にご協力をいただきながら進めてまいりました。

また、市民との協働による取組といたしまして、森林ボランティアの支援・育成や津久井産材を利用した小学校の学習机の天板作製などを行っているところでございます。

県においても、県民が水源環境の保全・再生の施策を点検・評価する「水源環境保全・再生かながわ県民会議」の設置・運営や、県民参加によるフォーラムや事業モニターを開催するなど、周知・啓発の取組が行われていると承知しております。

行政単位等による情報交換・協議につきましては、市内と山梨県の林業事業者間で情報交換を行うなど積極的な交流を行っているほか、神奈川県・山梨県共同で県外上流域の生活排水対策などの事業を行っております。

水源環境の保全・再生のための取組・事業につきましては、実施する地域が県内の市町村域のみならず県境を越えるため、広域的な取組が必要不可欠となることから、今後も引き続き、県や市町村、林業事業者など市民と連携・協力して取り組んでまいります。

(環境経済局)

### **【教育・人権・平和政策】**

### **24. 「放課後児童クラブ」について、市内全域で小学校6年生までの子どもが受け入れられるよう対応をはかるとともに、施設の確保や指導員の増員等、拡充を図ること。**

**また、生活困窮世帯の子ども支援として、家庭学習の補完と社会対応性を育むための居場所づくり等、実践的教育の拡充を図ること。**

[回答]

放課後児童クラブの小学校6年生までの受け入れにつきましては、今年度、公募市

民・学識経験者等で構成される協議会及び庁内検討会議を設置し、検討を行っているところでございます。

また、施設の確保につきましては、小学校等の諸室の活用について、随時教育委員会等と連携を図ってまいります。指導員の配置につきましては、質の確保を目的とした基準条例の施行にあわせ、適正に配置を行うとともに、職員募集の回数を増やすなど、更なる充実を図ってまいります。

次に、生活困窮世帯の子どもへの支援につきましては、高校進学や高校中退の防止等に向けて、大学生ボランティアによるマンツーマン形式での学習・進路支援を行うほか、商店街の空店舗等を活用した居場所の提供を通じて、高校生やひきこもりなどの若者のコミュニケーション能力の向上、社会や人との関わりを育む支援に、地域の諸団体と協働しながら取り組んでおります。

(健康福祉局)

**25. 社会的共通資本である教育については、家庭の経済状況の格差が教育の格差を生まないよう、教育費に関する公的支援を拡充し、あらゆる子どもに学ぶ機会を保障することが重要である。**

**高等学校に通う生徒に対する高等学校等就学支援金制度については、手続きの簡略化と、将来的には無償化をめざし、また給付型奨学金の拡充を国に働きかけること。**

[回答]

高等学校等就学支援金につきましては、県が受付・支給等の事務を行い、国が制度を所管するとともに、その費用を都道府県に交付している事業であり、また、高校生等奨学給付金（給付型奨学金）につきましては、県が行う高等学校等に係る奨学のための給付金事業であり、国がその費用の3分の1を補助する事業でございます。

高等学校等就学支援金の支給に係る手続きの簡略化及び高等学校の授業料の無償化並びに高校生等奨学給付金（給付型奨学金）の拡充につきましては、所管する国及び県の動向を注視してまいります。

(教育局)

**26. すべての人が年齢や性別、障がいの有無や国籍にとらわれることなく、人権が保障される社会をめざすため、相模原市が制定している「相模原市人権施策推進指針」に基づき、次の視点から各施策の取り組みを推進すること。**

- (1) 県民・市民や企業に対し、人権が尊重される社会をめざした効果的な啓発活動を推進すること。
- (2) 学校教育や社会教育の中で、人権尊重の理念や人権尊重の意識が根づくことをめざした人権教育を推進すること。
- (3) 市民の人権意識の更なる高揚を図るため「人権基本条例」制定にむけて努力すること。

[回答]

本市では、平成14年に策定した「相模原市人権施策推進指針」に基づき、公募市民や商工会議所等の関係団体で構成される「さがみはら人権施策推進協議会」からご意見を伺いながら、人権啓発講演会や人権メッセージパネル展など啓発活動を実施しているところでございます。

「人権基本条例」については、人権施策を推進する中で研究していく事項と考えておりますが、今後も、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映させ、市民の人権意識の向上の取組を推進してまいります。

また、学校教育においては、各学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切に教育を推進しており、社会教育においても、講演会などを通じた人権啓発に努めているところでございます。

教育委員会では、人権教育推進校を指定し、人権教育の諸課題の解決に向けた指導を進め、成果を本市の人権教育の充実に反映させております。また、教員等を対象とする各種研修や情報の提供等により、学校における人権教育を支援しております。

(環境経済局、教育局)

## **27. 性犯罪、性暴力、DV被害にあった被害者の立場に立った支援を強化するため、医療機関や弁護士会等のワンストップでの連携や被害者救済に向けた支援体制を費用面も含めて総合的に構築していくこと。**

[回答]

本市における性犯罪、性暴力被害者への支援につきましては、平成27年3月に設置した「犯罪被害者等相談窓口」において、被害に遭われた方やそのご家族に対し、庁内外の関係機関と連携しながら、電話や面接での相談を通じて必要な支援施策の情報提供等を行っております。

神奈川県においては、県、警察、NPO法人神奈川被害者支援センターの3者が一体となって犯罪被害者支援にあたる「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を設置し、費用面での支援も含め、総合的かつきめ細かい支援を行っていることから、当該機関とも連携を図りながら、被害者支援を行っているところでございます。

また、DV被害者に対しましては、「市配偶者暴力相談支援センター」において、被害者への助言や自立支援のほか、緊急時における一時保護等の対応を行っており、相談内容に応じて、専門機関の紹介や必要な手続きの案内を行うとともに、庁内外の関係機関と連携を図りながら、DV被害者に対する切れ目のない支援に努めております。

今後とも、庁内外の関係機関と連携しながら、被害者に対して必要な支援を円滑に行えるよう取り組んでまいります。

(市民局)

## **28. 米軍関連施設に対する課題、基地管理権・日米地位協定・厚木基地騒音対策、夜間離着陸訓練の禁止、また米軍原子力艦船を視野に入れた原子力災害対策については、国の責任において取り組むことであり、引き続き地方自治体の意向も踏まえ、対応を強化するよう申し入れること。**

[回答]

日米地位協定につきましては、県及び基地関係各市で構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会」を通じて、米軍基地の管理等を含め、協定の見直し及びその運用について、適切な改善を図るよう、国に対し求めているところでございます。

厚木基地を離着陸する米空母艦載機につきましては、本市を含む厚木基地の周辺住民に、騒音による耐えがたい苦痛を強めていることから、本市では、これまでも「市米軍基地返還促進等市民協議会」や、県及び基地周辺各市とともに、夜間連続離着陸訓練（NLP）の硫黄島での全面実施やNLP直前の集中的訓練における硫黄島の活用、激しい騒音の発生が予測される飛行に関する事前の情報提供、NLP終了後の深夜飛行の禁止、日常的な航空機騒音の軽減、飛行回数の低減等による騒音の抑制等、騒音被害の軽減に努めるとともに、騒音問題の抜本的解決を図るよう強く求めてまいりました。

騒音問題の抜本的解決に向けては、空母艦載機59機を平成29年までに厚木基地から岩国へ移駐することが日米両政府により合意されておりますが、移駐実現までの間につきましても、県及び周辺各市とともに、騒音被害の軽減・解消に向け、引き続き取り組んでまいります。

また、横須賀港に入港する米軍の原子力艦につきましては、「神奈川県基地関係県市連絡協議会」として、原子力艦の事故による原子力災害対策の強化・充実について、国に対し強く求めているところでございます。

(総務局)

### 【行財政政策】

**29. 今後、発生が予想される自然災害に対応できる業務継続計画（BCP）の改定とともに、まだ策定していない中小企業に対する策定支援（雇用確保に向けた施策、地域単位での策定、避難所の提供などに対する支援含む）について、技術支援を行うこと。**

**また企業の防災対策や地域貢献の強弱を入札における加点要素に加えるなどBCP策定のインセンティブを導入すること。**

[回答]

市では、大規模地震の発生時に対応した業務継続計画を策定しており、風水害や大雪など他の自然災害については、その被害想定などから、現時点では、この計画を準用することで対応が可能と考えており、今後必要に応じて、実態に合わせた改訂を検討してまいります。

(危機管理局)

中小企業の業務継続計画（BCP）の策定支援につきましては、本市の地域防災計画において、企業の役割としてBCPの策定に努めるよう定めており、平成25年度から「中小企業BCP策定支援事業」を実施しております。

本事業では、セミナー等により事業者の意識啓発を行うとともに、専門家による業種別BCPモデルの策定を支援するほか、策定前の企業が内容を参照できるように、策定されたBCPを相模原商工会議所のホームページで公開するなど、市内中小企業のBC

P策定支援に取り組んでいるところでございます。

今後も、市内企業のBCP策定を支援する取組を推進してまいります。

(環境経済局)

現在、本市が発注する工事のうち、一部の案件について、総合評価方式による条件付一般競争入札を行っております。

総合評価方式における評価項目及び評価基準につきましては、工事の特性等に応じ設定しておりますが、その中で企業の地域貢献に係る評価項目として、「本市との災害時協力協定等の締結」等を設定し評価しております。

また、企業のBCP策定に対するインセンティブの導入につきましては、現在のところ予定はございませんが、今後、国、県、周辺自治体等の動向等を注視してまいりたいと考えております。

(企画財政局)

**30. 各自治体の基盤を支えている臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定を図るとともに、継続雇用や一時金等の手当が支給可能となるよう地方自治法の改正を国に働きかけること。**

[回答]

臨時・非常勤職員の勤務条件につきましては、地方公務員法の趣旨に基づき、他市や民間企業の状況を踏まえ、正規職員との均衡を考慮しながら必要な検討を行っているところであり、一部の職種につきましては、賃金の引き上げ等を行ったところでございます。

今後とも、働きやすい勤務条件の整備に取り組んでまいります。

(総務局)

**31. マイナンバー制度の導入に対し、各自治体の体制整備や、人材の養成、個人情報保護の対策整備を行うこと。また県民・市民・関係企業への理解促進に向けた取り組みを進めること。**

[回答]

マイナンバー制度につきましては、本制度が住民基本台帳事務をはじめ、税や福祉など、広範囲な業務に影響がありますことから、市では、庁内横断的な検討体制を構築し、番号を利用する事務の整理や特定個人情報保護評価の実施方法の検討、情報システムの改修などに取り組んでいるところでございます。

市民に対しましては、市の広報紙やホームページを活用しながら、制度内容などについて周知を行っているとともに、市内事業者に対しましては、事業者が対応すべき事項などについて、情報提供を行っているところでございます。

(企画財政局)

**32. 政府が進める「まち・ひと・しごと創生（地方創生）」への対応に関連し、県下各**

自治体での地方版総合戦略の策定等に際しては、議論の場に私たち労働者代表を含めること。

あわせて、各地域を構成する多種多様な立場の人たちが参画し、市民の将来を共に考えられるプロセスを構築すること。

[回答]

本市の地方版総合戦略の策定等につきましては、外部検討会議として相模原市総合計画審議会において、ご意見をお伺いしております。

あわせて、多種多様な立場の方々からご意見を伺えるよう、貴連合や商工会議所、区民会議など各団体と意見交換の場を設定し、頂いたご意見の総合戦略への反映に努めているところでございます。

(企画財政局)

以 上

【受付No.2015-5】